

京都府福祉人材育成認証事業推進会議設置要綱

(目的)

第1条 新規学卒者をはじめとする若者の福祉業界への就職・定着を促進することを目的とし、福祉人材の育成に取り組む事業所を紹介する制度の普及に係る意見聴取を行うため、「京都府福祉人材育成認証事業推進会議（以下「会議」という。）」を設置する。

(委員の役割)

第2条 会議の委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 京都府福祉人材育成認証事業の普及啓発に関すること。
- (2) 京都府福祉人材育成事業所の認証・上位認証基準の決定及び認証事業所の選定に関すること。
- (3) その他、この会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員の要件等)

第3条 会議の委員は15名以内とする。

- 2 委員は、事業者団体を代表する者、大学を代表する者、行政機関を代表する者及び学識経験者等とする。
- 3 会議に座長を置く。
- 4 座長は、委員の互選により選任することとし、議事を運営する。
- 5 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

(会議)

第5条 会議は知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、委員の中から構成する部会を設置することができる。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴取することができる。
- 4 会議の事務は、健康福祉部地域福祉推進課において処理する。

(秘密の保持)

第6条 知事は、会議の議事のうち、必要に応じて、公表しない事項を定めることができる。

- 2 委員は、会議において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月11日から施行する。